

令和6年12月3日

松阪市教育委員会
教育長 中 田 雅 喜 様

松阪市社会教育委員
委員長 福 田 哲 也

松阪市公民館のあり方等について(答申)

令和6年6月12日付けで諮問のありました松阪市公民館のあり方等について、下記のとおり答申いたします。

記

社会教育法第20条には、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。この目的を果たすため、公民館は、さまざまな活動に熱心に取り組まれ地域を牽引してきました。

このたび令和8年4月より実施されます、公共施設のコミュニティセンター化では、地区公民館がコミュニティセンターに移行し、公民館としては松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高の5公民館となります。

昨今の地域組織のあり方や、地域活動等を鑑み、私たちの生活にもっとも身近な社会教育施設である公民館が姿を変えていくことを、時代に即応した生涯学習方法の変化と捉え、社会教育の役割や活動等について協議してまいりました。体制は変化しても、公民館がこれまでに果たしてきた役割が継続され、地域の活性化や市民の生活文化の振興が図られるよう願っております。

1. 松阪公民館の中央館としての位置づけと嬉野、三雲、飯南、飯高公民館のあり方について

令和8年4月1日から公民館は松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高の5館となります。その体制の中で、前回(平成28年12月20日)に中央公民館の位置づけの必要性を答

申しましたとおり、令和5年10月に新たな施設に新築移転した松阪公民館を中央公民館に位置づけることについては、衆目の一致するところであります。

また、中央公民館のあり方においては、平成28年度に答申した趣旨から変わることなく、広範囲の市民の学びや集いの場となり、さまざまな学習活動の場を提供し、市民の教育や自己啓発を促進することが求められます。また、生涯学習施設相互の情報を交換、発信し、市民や地域をつなぐ拠点となります。

松阪市コミュニティセンター条例の制定においては、行政は指導・助言に当たり、地域の情報共有に努め、連携を強めることと付帯決議がなされました。教育委員会においても、コミュニティセンターにおける生涯学習の推進にさまざまな支援や助言、指導を行う必要があると考えます。組織上は、教育委員会の所管ではなくなりますが、今までのように、直接、参集要請等ができる仕組みづくりを整え、各コミュニティセンターと連携・協働していくことが大切であると考えます。

また、5公民館は、それぞれの地域のコミュニティセンターとの連携を密接に行い、生涯学習においては、地域の特色を生かしながら、質の高いサービスを提供できるよう牽引すべきです。また、その中でも中央公民館として位置づける松阪公民館は、生涯学習の取りまとめの要として、松阪市全域の生涯学習に携わる方々の研修の場や意見交換の場づくりに注力していかれることを期待します。

松阪市は、海から山まで東西に広域で、特色のある文化や習慣をもち今日まで発展してきました。地域の独自性や活性化を大切にしつつ、地域の課題を地域で解決することを目的としたのが、このたびのコミュニティセンター化です。将来的には、5公民館と各コミュニティセンターは、互いに独立した関係を目指されていますが、コミュニティセンター化の黎明期にあつては、教育委員会に残る5公民館が、生涯学習活動について、支援、指導することが重要であると考えます。

今後においては、5公民館は地域としっかり連携し、すべての地域で生涯学習活動が充実されますことを期待します。

2. 講座等受講者に対して費用負担(受益者負担)の導入について

公民館は、地域住民に生涯学習の機会を提供することが大切な役割となつていきます。

現在、公民館は、主催する講座を無料で提供しています。その中で、令和5年度の講座開設数及び受講者数は、松阪市の全公民館などで941講座、24,958人の方が学ばれています。これは松阪市人口の約16.3%です。

学ぶ機会の場を広く周知しても、受講者に偏りがあり、定員に満たない講座もあります。そのため、市民に魅力的な講座やさまざまなスキルが学べる講座を開設していく必要があります。

しかしながら、そういった講座の講師等の謝金や旅費も高額になることから、ある一定の基準を設け、受益者負担の手法を用いていくことも必要です。

講座の受益者負担にあっては、多様化する社会のニーズに対応するために、多種多様な講座を提供するためのものでなければなりません。

3. 趣味クラブやサークルへの貸館使用料について

令和2年10月に松阪市住民自治協議会設立準備委員会より「松阪市住民自治協議会の設立に伴う協議事項(最終報告)」がまとめられました。これを受け教育委員会において、令和3年度に地区公民館のコミュニティセンターに向けての協議が館長・主事の代表によって行われ、令和4年3月に『地区公民館のコミュニティセンター化に向けての協議結果報告書』でコミュニティセンター化移行後の活動においても、「趣味クラブやサークル活動の維持と使用料の減免規程の維持が必要です。」として一定の結論を導かれたと聞き及んでいます。

また、コミュニティセンター化にあっては、地域を混乱させないということが第一義であったと認識しております。

しかしながら、県下13市の状況を調査したところ、趣味クラブやサークルに対し、施設の利用料を全額減免している市はありませんでした。先の館長・主事の代表による協議結果の報告以後、物価が急激に高騰しており、公民館の持続可能な運営や公平性の立場からも、趣味クラブやサークルの活動に対しては、地域性を鑑みて一定の負担や利用回数の制限を設ける等、見直す時期にあると考えます。また、公民館の利用が、一部の団体や個人に偏ることなく、だれもが利用しやすい施設になるように、利用についての現状と課題を把握し、改善を図っていかれることを望みます。